



みよし市障がい者福祉センター

- 1 利用対象となる人
みよし市に在住する日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等
- 2 事業内容
みよし市に在住する日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等のために、利用者ニーズにあった事業を展開し、社会生活への適応性を高める活動を行います。
 - (1) 地域活動支援センター事業
1日を通して障がい者（児）が通い、社会との交流を目的に、創作活動や生産活動、余暇活動の参加を目的とした事業を行います。
 - (2) 障がい者相談支援事業
在宅の障がい者（児）とその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与するとともに、障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者及びその家族が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために援助を行います。
 - (3) 日中一時支援事業
日中、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者（児）に、日中活動の場所を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
- 3 利用日時
平日の午前8時30分から午後5時まで。ただし、12月28日から1月4日までを除く。
- 4 利用者負担
 - (1) 福祉サービス利用料の1割を負担いただきます
(所得に応じた上限あり)
 - (2) 食事等は実費負担となります
- 5 施設概要
機能訓練室、相談室、普通浴室、特殊浴室、食堂、休養室
- 6 問い合わせ先
 - (1) 窓口 みよし市障がい者福祉センター
 - (2) 電話 0561-41-8288 ファクシミリ 0561-34-5860